

新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>(支援対象・内容)</p> <p>第2条 支援センターは、依頼に基づき、市町村又は次のアからオに掲げる事業所が行う障害者及びその家族の支援に関する事例検討会、ケア会議、連絡会、情報交換会、研修会等に対し、職員を派遣するものとする。</p> <p>(派遣手続き)</p> <p>第3条 市町村又は第2条で規定する事業所（以下「派遣依頼者」という）は、支援センターに電話等で職員派遣を依頼するものとし、依頼は原則として派遣日の2週間前までに行う。ただし、事例検討会、ケア会議への職員派遣を依頼する場合は、事例ごとに「相談概要（別紙）」を作成し、事前に相談するものとする。</p> <p>2 支援センターは、「相談受付票」の作成をもって、依頼を受理し、職員派遣の可否等を速やかに通知するものとする。</p> <p>(職員の派遣期間)</p> <p style="text-align: center;">削除</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 埼玉県高次脳機能障害者支援センター（以下「支援センター」という。）が、高次脳機能障害者（以下「障害者という。」）及びその家族を支援するため障害者相談支援事業所等が実施する事例検討会等に職員を派遣し・・・地域における相談機能の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(支援対象・内容)</p> <p>第2条 支援センターは、依頼に基づき、市町村又は次のアからオに掲げる事業所が行う障害者及びその家族の支援に関する事例検討会、ケア会議、連絡会、情報交換会等に対し、職員を派遣するものとする。</p> <p>(派遣手続き)</p> <p>第3条 市町村又は第2条で規定する事業所が、支援センターに職員派遣を依頼する場合は、原則として最初の派遣依頼日の1週間前までに支援センター長に「高次脳機能障害者地域相談支援（サポート）事業職員派遣依頼書（様式第1号）」（以下「派遣依頼書」という）を提出するものとする。ただし、事例検討会への職員派遣…「相談概要（別紙）」を作成し、添付するものとする。</p> <p>2 派遣依頼書を受理した支援センター長は、職員派遣の可否等について決定し、派遣依頼書を提出した者（以下「派遣依頼者」という。）に派遣依頼決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。</p> <p>(職員の派遣期間)</p> <p>第4条 職員の派遣期間は概ね12カ月以内とする。</p> <p>2 派遣依頼書を受理した支援センター長は、職員派遣の可否等について決定し、派遣依頼書を提出した者（以下「派遣依頼者」という。）に派遣依頼決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。</p> <p>3 前項により支援センター長が職員を派遣しようとするときは、派遣依頼者にその旨事前に連絡するものとする。</p>

<p>(必要事項の報告依頼)</p> <p>第4条 支援センターは、第3条第2項による職員派遣の可否の決定に当たり、派遣依頼者に対し、障害者又は家族の状況等必要な事項について、報告を求めることができる。</p> <p>2 派遣依頼者は、支援センターに職員派遣を依頼する旨を住所地の市町村の障害福祉主管課等へ報告を行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(必要事項の報告依頼)</p> <p>第5条 支援センターは、第3条第2項による職員派遣の可否の決定に当たり、派遣依頼者に対し、障害者又は家族の状況等必要な事項について、報告を求めることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成30年5月1日から施行する。</p>
--	--

新旧対照表

新	旧
削 除	<p>様式第1号</p> <p>高次脳機能障害者地域相談支援（サポート）事業職員派遣依頼書</p> <p>様式第2号</p> <p>高次脳機能障害者地域相談支援（サポート）事業職員派遣決定通知書</p>